

富山県武術太極拳連盟会費納入基準

1. 団体会費

※ 団体とは、10名以上の会員で構成される太極拳などの愛好者の組織を言う。

会 員 数	年会費額	選出理事数
15名未満	20,000円	1名
15名～29名	30,000円	1名
30名～49名	45,000円	1名
50名～99名	60,000円	2名
100名～149名	75,000円	3名
150名～299名	90,000円	4名
300名以上	100,000円	5名

2. 賛助団体会費

連盟の趣旨に賛同する団体や法人(企業等)。

年 額 : 10,000円 以上

- 註 ① 会員数による年会費額は、各団体の申告による。
従って、団体の構成員数は団体申告(登録)の年会費納入会員数とは限らない。
- ② 年度途中で人員の大幅な変動があった場合は、その団体から県連盟に申請し理事会にて検討することとする。
- ③ 団体年会費納入及び会員登録の名簿提出は、毎年5月末日までとする。
- ④ 名簿にて登録された会員に限り、県連盟事業の講習会・研修会参加及び検定等の申請登録ができるものとする。
- ⑤ 会長職は、選出理事数に含まれない。